

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

岐阜県素材流通協同組合

第一 目的

本実施要領は、岐阜県素材流通協同組合（以下「組合」という。）が平成25年11月5日（令和7年5月9日変更）に作成し、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」（以下「行動規範」という。）に規定する「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示された、森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係るライフサイクル GHG 算定に必要な情報（以下「GHG 関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う会員事業者等については、発電用ガイドラインに基づく GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

- 2 認定は組合の会員を対象とし、会員でない者の認定についての事項は必要があれば別途定める。

第三 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請

認定を受けようとする事業者は、【別記1】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を組合に提出しなければならない。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 組合は、認定のため理事長が指名する審査員で構成される審査委員会を設け、審査委員会が認定の可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第五（発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件）及びガイドラインの趣旨

に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。

3 組合は、認定に係る審査の結果を申請者に通知するものとする。

第五 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスを分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において間伐材等由来の木質バイオマスは一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスとが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳簿管理)

- ③ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む。）を5年間保存することとしていること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

(GHG 関連情報の管理等)

- ⑥ 国内バイオマスの GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報のある木質バイオマスの「管理に必要な保管場所を有していること。また、責任者が選任されており、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

第六 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書の交付及び公表

- 1 組合は、認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、【別記2】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書」（2において「事業者認定書」という。）を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号（GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。）—及び認定年月日を当組合のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期限は、認定の日から3年とする。

3 事業者認定に係る手数料等の経費は、別途定める。

第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に認定番号及び間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの別を記載し、出荷先へ引き渡すものとする。GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報も記載する。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、【別記3】とする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、【別記4】で定める「間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス取扱実績報告」により、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱い等に係る前年度分の実績を毎年4月末までに、組合へ報告する。
- 2 組合は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立入検査

組合は、必要に応じて、認定事業者による発電利用に供する木質バイオマスの取扱が適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、組合から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど組合に協力しなければならない。

組合は、検査において適正でない事項が認められた場合は、認定事業者に対して、期間を定めて是正を指導する。

第十 認定事業者の取消し

- 1 組合は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を組合のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項（GHG 関連情報を含む。）に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消しの申請があったとき
 - ③ 組合が認定事業者には是正を求めた事項が解消されないとき、認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき
- 2 組合は、認定を取り消したときは、【別記5】で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一 発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定の継続

認定の継続を希望する認定事業者は、有効期限の満了する１ヶ月前までに、「別記１ア」で定める「発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定申請書（継続）」を組合に提出しなければならない。

なお、継続認定に係る手数料の経費は、別途定める。

附則 本実施要領は、平成２５年１１月５日から施行する。

附則 本実施要領は、令和７年５月９日から施行する。

【別記 1】

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

令和 年 月 日

岐阜県素材流通協同組合理事長 様

事業者の所在地

事業者の名称

代表者の氏名

貴組合の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいのので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

設立年月日	年 月 日	従業員数	人
年間取扱量	木 材	m ³	
	木 製 品	m ³	
	主要品目		
事業所の概要	(敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況を記入)		
分別管理及び書類管理の方針	別添のとおり(別添1を参照して適宜作成。GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は別添2を参照)		
その他	(ISO、JAS 等の資格を記入)		

【別記 1 ア】

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）

令和 年 月 日

岐阜県素材流通協同組合理事長 様

事業者の所在地

事業者の名称

代表者の氏名

団体認定番号

貴組合の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

設立年月日	年 月 日		従業員数	人
年間取扱量	木 材	m ³		
	木 製 品	m ³		
	主要品目			
事業所の概要	(敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況を記入)			
分別管理及び書類管理の方針	別添のとおり（別添 1 を参照して適宜作成。GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は別添 2 を参照）			
その他	(ISO、JAS 等の資格を記入)			

【別添１の１】

分別管理及び書類管理方針書（素材生産・加工事業体例）

〇 〇 事 業 者
令和 年 月 日作成

本方針書は、岐阜県素材流通協同組合が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成２５年１１月５日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社において生産する原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・ 分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・ 原木の出荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを明確にする。
- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・ チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- ・ 製材品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場

所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木入出荷量、原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

【別添１の２】

分別管理及び書類管理方針書（素材生産事業体例）

〇 〇 事 業 者
令和 年 月 日作成

本方針書は、岐阜県素材流通協同組合が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成２５年１１月５日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社において生産する原木の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・ 分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・ 原木の出荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを明確にする。

（書類管理）

- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木入出荷量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

以上

【別添2の1】(GHG)

分別管理及び書類管理方針書（素材生産・加工事業体例）

〇 〇 事 業 者
令和 年 月 日作成

本方針書は、岐阜県素材流通協同組合が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成25年11月5日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

また、併せて、GHG 関連情報の収集・管理・伝達（以下、「GHG 関連情報の管理等」という。）の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社において生産する原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理・GHG 関連情報管理等責任者）

- ・ 分別管理、GHG 関連情報の管理等を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理・GHG 関連情報管理等責任者として定める。
- ・ 分別管理・GHG 関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG 関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・ 原木の出荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを明確にする。
- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・ チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

- ・ 製材品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(GHG 関連情報の管理等の実施)

- ・ 原料等の入荷がある場合は、入荷時に GHG 関連情報の有無を確認し、GHG 関連情報がある場合は、GHG 関連情報の管理等に係る認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- ・ GHG 関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷まで GHG 関連情報を適切に管理する。
- ・ 出荷する木質バイオマスに係る GHG 関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。
- ・ 入出荷及び在庫に係る GHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を 5 年間整理保存する。

(書類管理)

- ・ 分別管理・GHG 関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木入出荷量、原木消費量及び製品生産量を実績報告（GHG 関連情報を伴うものの数量を含む）として取りまとめる。
- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報（GHG 関連情報を伴うものの数量を含む）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5 年間整理保管する。

以上

【別添2の2】(GHG)

分別管理及び書類管理方針書（素材生産事業体例）

〇 〇 事 業 者
令和 年 月 日作成

本方針書は、岐阜県素材流通協同組合が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成25年11月5日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

また、併せて、GHG 関連情報の収集・管理・伝達（以下、「GHG 関連情報の管理等」という。）の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社において生産する原木の取扱いに当たって適用する。

（分別管理・GHG 関連情報管理等責任者）

- ・ 分別管理、GHG 関連情報の管理等を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理・GHG 関連情報管理等責任者として定める。
- ・ 分別管理・GHG 関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG 関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・ 原木の出荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを明確にする。

（GHG 関連情報の管理等の実施）

- ・ 原料等の入荷がある場合は、入荷時に GHG 関連情報の有無を確認し、GHG 関連情報がある場合は、GHG 関連情報の管理等に係る認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- ・ GHG 関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷まで GHG 関連情報を適切に管理する。
- ・ 出荷する木質バイオマスに係る GHG 関連情報を整理し、納入ごとに書

面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。

- ・ 入出荷及び在庫に係る GHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を 5 年間整理保存する。

（書類管理）

- ・ 分別管理責任者・GHG 関連情報管理等は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木入出荷量を実績報告（GHG 関連情報を伴うものの数量を含む）として取りまとめる。
- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報（GHG 関連情報を伴うものの数量を含む）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5 年間整理保管する。

以上

【別記2】

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書

令和 年 月 日

殿

岐阜県素材流通協同組合
理事長 (印)

令和 年 月 日付けで申請のありました発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請については、岐阜県素材流通協同組合の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含む場合】

今回の認定には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

1. 団体認定番号：岐阜県素流―

※【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含む場合】

岐阜県素流 G―

2. 事業者の所在地：

3. 事業者の名称：

4. 代表者の氏名：

5. 認定の有効期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日

注：申請内容に変更があった場合は届出て下さい。

【別記3】

令和 年 月 日
番 号

発電用チップに係る { 間伐材等由来の木質バイオマス
一般木質バイオマス } 証明

(販売先) 殿

事業者の所在地
事業者の名称
代表者の氏名
団体認定番号

下記の物件は、全て { 間伐材等由来の木質バイオマス
一般木質バイオマス } であり、適

切に分別管理されていることを証明します。

記

1 樹種 :

2 数量 : m³

3 GHG 関連情報

トラック最大積載量 : ☐ 4t 車以上 ☐ 10t 車以上 ☐ 20t 車以上

輸送距離 : ☐ 10km 以下 ☐ 20km 以下 ☐ 30km 以下 ☐ 40km 以下 ☐ 50km 以下
☐ 100km 以下 ☐ 150km 以下 ☐ 200km 以下 ☐ 300km 以下

注 : 間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスのどちらかの該当外を取消
ラインで取り消してください。

【別記4】

令和 年 月 日

岐阜県素材流通協同組合 様

事業者の所在地

事業者の名称

代表者の氏名

団体認定番号

間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス
であると証明された木材の取扱実績書

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八の規定に基づき、下記のとおり間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

1. 期 間	令和 年 4 月 1 日 令和 年 3 月 3 1 日
2. 木材の取扱量（総数）	原木入荷量： m^3 原木出荷量： m^3 チップ等出荷量： m^3
3. 2のうち、間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの	原木入荷量： m^3 原木出荷量： m^3 チップ等出荷量： m^3
4. 2のうち、一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木入荷量： m^3 原木出荷量： m^3 チップ等出荷量： m^3
5. 3のうち、GHG 関連情報を伴うもの	原木入荷量： m^3 原木出荷量： m^3 チップ等出荷量： m^3
6. 4のうち、GHG 関連情報を伴うもの	原木入荷量： m^3 原木出荷量： m^3 チップ等出荷量： m^3

【別記5】

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定取消通知書

令和 年 月 日

殿

岐阜県素材流通協同組合
理事長 ⑨

貴事業者については、令和 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第十の規定に基づき、令和 年 月 日付けで、その認定を取り消したので通知します。

記

1. 団体認定番号：
2. 事業者の名称：
3. 代表者の氏名：
4. 事業者の所在地：
5. 取消の理由：